

# 憲法の観念

池田政章

はじめに

一 憲法といふ言葉

II “constitution”の由来

III 憲法の意義

IV 憲法動態の構造概念

おわりに

## はじめに

「日本人にとって憲法とは何が」と云ふことが筆者を思い煩わせてきた。

憲法とは、いわゆると知れた constitution, Verfassung の訳語である。他方、憲法の語は古代の昔から日本語として存在する。そうあると、constitution と憲法といふ二つの言葉の出会いが気がかりとなり、いきおい、これら二つの言葉・観念の由来に関心が向く。

すべての憲法概説書・体系書に敷衍されている憲法の意義ないし観念、したがつて憲法研究者なら誰でもが熟知している主題である。しかしながら、関心の向くままで、憲法・constitution の語のルーツ、その観念の源を遡り、

そしてその歴史的な流れを辿つてみると、これまで概説書などの記述では全く見えなかつた事柄が明らかになつてくることに気付く。たとえば、ほとんど係わりがないとされた *constitutio* と *constitution* の微妙なつながり、また法的な憲法概念に拮抗する事実的なそれの諸相、そこに由来する憲法動態の構造的性格などなどである。

この研究の最終目標は、「日本人にとつて歐米流の憲法はいかに解されるべきか」という点にあるが、とりあえず、この問題の基盤に係わる「憲法とは何か」というテーマについて、考えたことをまとめてみたのが本稿である。その点で、本稿は、筆者のいわば『憲法理論』(verfassungslehre) の導入部を構成するものといつてよい。

## 一 憲法という言葉

(一) 憲法の語　　こんにち、単に憲法といわれれば、日本国憲法か、せいぜい大日本帝国憲法を思い浮かべるのがふつうである。近代以後の憲法だけが憲法だと思い込んでいるせいであるが、日本古代史の専門家だったら、むしろ十七条憲法のことを考へるに違いない。そのとき、「十七条憲法は憲法じゃない」といわれたら、歴史家は戸惑いながら、憲法の語は法律家だけの専用語じやないと言い張るだろう。

十七条憲法は、わが国における憲法という語の初見である。が、それ以後も、法令文や史書などにこの語をひんぱんに見出すことができるから、この語は古い昔からずつと、日本人にとつて馴染みのある言葉だったといえる。そうすると、この歴史的用語としての憲法の語義如何に興味が引かれるが、この語が古代中国からの継受語であることに鑑みると、憲法の語義如何は、まず中国に求めねばならない。

さて、諸橋『大漢和』によれば、史書『国語』(晋語九)、政治論書『管子』(七法)、哲学書『淮南子』(脩務訓)における「憲法」の引用文をもつて「国家のおきて。國法。」の解釈をあて、それに照応するかのように、古注に「憲、法也」とある古文献が数多く紹介されている。他方、注目すべきは、広く中国・日本の古典の用例を検討した

穂積陳重の場合であつて、彼は中国の例を省察した部分で、①憲は法と同義、したがつて憲法は法に同じ、②憲は懸のこと、したがつて憲法とは懸け示された法、つまり掲示法をさす、③憲は顯のこと、したがつて憲法とは明らかな法をさすと、以上のように説いている<sup>(1)</sup>。

▽ある字源研究によれば、憲は、金文（鐘鼎などに記された古代文字）にある憲がもとの字で、宰は大きな把手のある辛<sup>(2)</sup>、これで目の上に墨を入れることを表わしており、刑罰のことを指したが、のち法の意味になつたという。また字源に詳しい『大字典』には、憲は「曰く縣となすと。縣は懸にて懸け示す義。転じて法規表式の義とす」とある。それぞれ①②に対応する。

わが国の場合はどうか。その初見、十七条憲法は「イツクシキノリ」（『日本書紀』岩崎本）と訓む。憲はイツクシ（嚴）という形容詞で、万葉集「そらみつ大和の國は皇神の伊都久志吉國」（山上憶良）を想起すれば、それが神や天皇の威力の靈妙を表わすことが解るから、単なる法の美称を超えた、厳しき法、つまり尊い法、重要な法というほどの意味が憲法の語に込められていることがわかる（③の用法）。もつとも、この種の用例はこれだけで、律令（儀制令）においては、国の定めた法令を指し（『令義解』『令集解』、なお『続日本紀』天平二年九月条も同例）、当然のことながら中国の古典例と一致する。

▽十七条憲法の内容が政治道德的教訓を述べたものが大半なので、法と呼ぶにふさわしくないという見解をのべるものが多い。しかし宗教、道徳、法が未分化の当時において、仏教に帰依する太子が統治の根本方針を宗教、道徳に見出したという点において、それは統治経営の規範に外ならないから、やはり憲法（固有の意味の）と考えてよいのではないか。

中世において、幕府の法令が「式目」あるいは「式条」といわれたことは広く知られている。その場合、式が法と同義であることは、現存する中国最古の字書『説文解字』や『詩經』（毛亨伝）にある「式、法也」によつて明らかである。他方、憲法の語も用いられ（『御成敗式目』三十條、『吾妻鏡』文治元年二月五日条、『東寺百合文書』）、

これは当時の法観念でもある「理」に適うことという意味を表わしていた。<sup>(3)</sup>江戸時代に入つてからは、近年よく紹介される私撰法規集『憲法部類』『憲法類集』の表題に例を見る如く、法令一般を指すようになり、この用語法は、やがて西欧法がわが国に紹介されたのちにおいても、しばらく統いて用いられる。例えば、加藤弘之は議会制定法を憲法の語で紹介し（『立憲政体略』慶応四年）、明治に入つて明法寮の編纂した『憲法類編』、司法省から刊行された『憲法志料』が現われ、さらに公用語としても「議院憲法領布の詔」（明治七年五月二日）にみると、議院法を議院憲法と称した。

こうしてみると、明治初期までは、憲法という語も、中国同様に、かなりさまざまな意味に使われていたことがわかる。しかし主としては、これも中国同様、その制定主体を別にすれば、法もしくは法令を指していたと総括してもいいだろう。それにしても、単に法といわず憲法と重ねたのは何故か。推測するに、古代以来日本文化の主流を占めた仏教において、さとりを表わすダルマ（dharma）に法の字をあてたことから、世俗の法については、それと区別する意味で憲法の語を用いたとも考えられよう。

▽仏教においては、とくに十一世紀以降、仏教の法と世俗の法を対比するとき、仏法と王法、というように使いわけた。

因みに、法律という語の初出は、徳川吉宗が大岡忠相に編纂させた『法律類寄』（一七一四年）であるといわれる。

今日われわれが一般に使用する憲法の語には、いうまでもなく、根本法、基本法、基礎法という特別の意味が込められている。この意味の憲法の語が初めて使われたのは、欧米の立憲政治がわが国に紹介されたさい、米英仏のconstitutionの訳語として民間レベルで採用されたことによる。それは明治六年、村上正明訳『合衆国憲法』『英國憲法』、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書憲法』だといわれる。おそらく、民族のアイデンティティはその根源にという経験則にしたがつて、十七条憲法が想起されたか、憲のなかの法の意味で、この語が当てられたものであろう。しかし、それが公用語となるについては、しばらくの糺余曲折があつた。

(二) 憲法のさまざまな語法　幕末から明治にかけて西欧文化を導入したさい、それをどのような日本語で紹介するかについて、先人が腐心した話は枚挙にいとまがないが、constitutionの場合も例外ではなく、その訳語としてさまざま言葉が使われている。

▽当時、外国書の翻訳に努めたのは開成所（一八五五年に幕府の独立機関として洋学所が設置され、翌年蕃書調所、六二年洋書調所、六三年開成所と改称された。のち東京帝国大学の一部となる）の教官たちであり、箕作麟祥、津田真一郎、加藤弘之、西周などが、はじめは蘭語、のち英・独・仏語により、西欧の学問研究をおこなった。

まず、福沢諭吉は『西洋事情』（慶応二年）に合衆国「律例」として紹介したが、津田真一郎訳・ヒツセリング『泰西国法論』（慶応四年）には「根本律法。即所謂朝綱又國憲にして國家経綸の基礎なり」（卷一第三篇第一四章）、「根本律法即國憲に住民本権の大綱を明記確立す。是各國の通例なり」（卷二第六篇第五章）とある。また加藤弘之は、『立憲政体略』（慶応四年）のなかで「國憲」の語をあて、ブルンチュリ『國法汎論』（明治五年）においても同様の訳を用いた。

他方、おおやけ筋では、五箇条の御誓文の具体的施行法で、わが国最初の憲法にあたる成文法は『政体』（明治元年四月）と称されたが、翌年の山階宮見親王の御誓文に対する内奏文には「國憲ヲ御創立被為在候ハゞ……」とある。その後、在ロンドンの木戸孝允の囑をうけて青木周蔵が草したものは『大日本政規』（明治六年、のちの修正案は『大日本国政典』）と命名された。そして帰朝後呈出された木戸の意見書（同年九月）には、青木に従つて「政規」とあり、<sup>(4)</sup> 大久保利通の意見書（同年一一月）でも「君民共議以テ不抜ノ國憲ヲ制定シ、万機決ヲ之レニ取ル、之レヲ根源律法ト謂ヒ、又之レヲ政規ト謂フ」<sup>(5)</sup>とのべられている。

公用文では、明治六年の左院事務章程に「本院ノ事務ハ會議及國憲民法ノ編纂或ハ命ニ應シテ法案ヲ草スルコトヲ掌ル所ナリ」と掲げられ、左院内の国憲編纂の要望になつて、副議長伊知地正治は正院に「謹テ按スルニ憲法

ハ邦家ノ基礎ニシテ治國ノ要領タリ……所謂根元律法ナル國憲御確定被為在度奉存候」なる伺書を呈出している（<sup>(6)</sup>同七年二月）。

▽政体書の主たる起草者副島二郎が、その立案に当つて直接参考にした書は『連邦志略』『万国公法』であり、そのなかでアメリカのconstitutionを政体と指称していたことが、命名の由来であろう。したがつて、近代憲法の意味が当時は十分に理解されていたとは考えられないにしても、起草者が政体書をもつて政府組織を定める基本法と認識していたことは確かである。因みに政体書には、立法、行法、司法の三権分立が定められており、当時のイギリス公使館員サトーは、政体書を六月憲法（四月は陰暦で陽暦の六月にあたる）とよんでいた。

明治初期において、constitutionをどのように表現するか、先人の苦心のほどがこれらの諸例からもうかがえるといふもの、その性格を示す根本（源・元）律法、内容を表わす政規、形式をえた国憲などなどである。が、そのなかで国憲の語が、その語呂の良さとともに、国体に基づく憲法（＝法）の意味を持ち合わせているところから、普通名詞としても多用されていたことがわかる。それが公用語として決定的になつたのは、元老院議長有栖川宮熾仁親王に賜わつた詔勅「朕爰に我力建國ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス」「國憲創定ハ國家ノ重典千載ノ偉業タリ」（同九年九月七日）によつてである。翌日、国憲取調委員が任命され、一ヶ月後に作成された第一次草案は『日本国憲按』（第二次草案は同十一年、同名）、第三次草案は『国憲』（同十三年）と名付けられた。

▽国憲の語は、古く中国の『漢書』にみえるが、わが国での初見は平安前期の漢詞文集『経国集』、史書『続日本後紀』である。なお、明治憲法の施行とともに発布された教育勅語にも「国憲」の語がみえる。

したがつて、憲法の語が公用語として使われるようになつたのは、これらの諸例以後のことであり、明治一五年三月三日、立憲制度取調べのため伊藤博文を歐州に派遣する詔勅に付せられた「訓条」第一項に「歐州各立憲君治

國ノ憲法ニ就キ、其ノ淵源ヲ尋ネ、其治革ヲ考エ、其現行ノ実況ヲ視、利害得失ノ在ル所ヲ研究スベキ事」とあるのが最初である。ともかく、このころから憲法の語が広く使われるようになつたのである。

- (1) 穂積陳重『統法窓夜話』（岩波文庫本）一四頁以下。
- (2) 白川靜『字統』二六三頁、小林博『漢字類編』九二頁。
- (3) 穂積・前掲三三頁以下。「理」については池田「憲法社会体系について」『日本国憲法の理論』一二二頁以下。
- (4) 稲田正次『明治憲法成立史上卷』一九七頁以下。なお、意見書の主旨を明らかにした木戸自身の手記（明治六年九月）には「速ニ憲法ノ制定アランコトヲ陳述セリ」とある。
- (5) 筒井若水ほか『日本憲法史』五五頁。
- (6) 稲田・前掲一四九頁。

## II “constitution” の由来

I constitutio constitution はラテン語の constitutio に由来する。が、constitutio が近代の constitution に辿りつくまでの経緯を考えると、憲法の語の場合と同様に、何にも紆余曲折があつたことを認めざるをやない。それは、いわば近代立憲主義誕生までの多難なみちのりそのものであり、したがつてこの語の史的経緯の考察を欠かすこととはできない。

一口にギリシャ・ローマ語<sup>(7)</sup>。しかし、ラテン語の constitutio に当るギリシャ語はない。そのためか「アテネに憲法はなかつた」（P・ヴィノグラドフ）などといわれもあるが、polis の組織・統治形態を表わす politeia はそれに近い。プラトンの書いた “Politeia”（『國家篇』と訳される）には、彼が理想と考える国家形態が対話形式で描かれており、そしてアリストテレスは、この言葉に、同じように、多数が支配する健全な統治形態の意味を込めて「ポリスに住む人々を組織し秩序づける一定の仕方」（『政治学』第三卷）と観念した。つまり、この語は国家の政

治的・社会的構造を表わす広い概念として、現在、国制と訳される。

これに反し、constitution のルーツとなる入れる constitutio の用例は、ローマ共和制末期におけるキケロの “De Re Publica” (『国家論』) に現出する。彼は、この論によつて、当時の status publicus つまり平民の権力が全ローマ人統合の源泉となつてゐる国家の状態を観念したのであつて、ここには明らかに politeia の投影がみられる。しかも、それよりは狭く、今の憲法により近い觀念といえる。されにしても、そこには広狭の違いはあるにせよ、ギリシャ、ローマにおいて、国家の事実状態と云ふ、いまだ法的でない概念の存在が知られており、近代における非法的憲法概念の源流として注目される。近代立憲主義に対する古典的立憲主義と称される所以である。

△アリストテレスは、politeia を敷衍し、nomoi (法律) との区別を論じて「politeia と云ふのは、国家におけるおもねまな支配と統治の役職に関して、これらを秩序づける一定の仕方であり、それらの役職がどのように人々の間に配分されるか、何がその国制のなかで最高権力を握るものか、またそれぞれの共同体の目的は何かを定めるのに対し、nomoi は国制を明らかにする原理とは別のものであつて、統治と支配の役職についていたものが、いかにして役員を果すのか、またいかにして、の法律に背くものがでないように防ぐかを定めるものである」(『政治学』第四卷一)といふ、キケロは constitutio を特徴付けて「この constitutio は大いなる均一性をもつており、それがなければ、人はいかなる時間たりとゆきとんど皿田ではござれない」(『国家論』第一巻)とのべてゐる。

しかし、constitutio がこの意味で用ひられたのは共和制ローマまでであり、以後中世までを通じて、もっぱら法的概念として用ひられるところとなる。すなわち、共和制における平民の権力が元老院からやがて皇帝にとつて代わられるふるの體は、立法を独立する皇帝の勅令を表わす言葉となつた。帝政時代の constitutio は、lex (法律)、senatum consultum (元老院議決)、edictum (皇帝)、学説といふ、ローマ法の法源であつた。

① constitutio から constitution へ constitution の體は、古史においても生き続ける。が、やうには有為転

変があり、ローマ・カトリック教会が世俗的権力をもつに伴い、それはまず、教会の規則を表わす言葉となつた。ただそのために、反つてヨーロッパ全体に広まるという幸運にめぐまれ、やがてイギリスにおいて、それをきっかけにヨーロッパにおいて、再び国王の制定法を表わすようになつた。

われわれは、その著名な例として、一一六四年、ヘンリー一世によって制定されたクラレンドン法 (Constitutions of Clarendon) を想起すればよい。この法は、法王・教会の権限、僧侶の特権を制限し、それに対する関係で国王裁判所の管轄権を拡大するため制定された一連の法の総称である。したがつて、教会に関する規定であるといふ点で constitution と称したと考えられる一方で、他方、国王によって制定された特定の法であるという理由で、consuetudo (慣習) と区別して constitutio=constitution と称せられたといふ、いわば前者から後者への転換を物語る恰好の証人として位置付けられる。もう一人の証人は、同じく、国王裁判所首席判事を務めた R・ドゥ・グランビルの場合であり、彼は、国王の勅令を表わすのにしばしば constitutio の語を用いたとされる。constitutio がようやく特定の制定法を指すようになつたのである。

それがほとんどの決定的なのはハムレー(1)世のころで、中世英法の大家 H・ドゥ・ブラックトンは、再公布されたマグナ・カルタ (1215年) のある条項を constitutio libertatis とよんでいる。またフランスでも、同じく、フランス古法に明るい P・ドゥ・ボーマノワールは、国王によって設けられた新しい制度を une nouvelle constitution とよんでいるから、ヨーロッパにおける中世立憲主義の概念装置が一二世紀(2)には確かに整えられたことがわかる。

△近年、法制史家の間で、近代を準備した中世の見直し機運が高まっているが、その一環として、近代立憲主義の制度装置の準備は一二世紀(3)まで遡りうるという指摘がなされている。

しかし constitutio は、その後も長い間、国王が制定した特定の法を表すという中世的観念のうちに低迷せゐる

をえない。その理由は、立憲制の先進国イギリスにおいて、全ての公的関係を私法の用語で定義するという法律家の習慣があつたからである。したがつて「統治が私権であると考えられなくなつたとき……初めて、われわれは近代的な非封建的意味での政治思想と憲法とにづいて語る」とができる（イギリス法制史家T・F・プラクネット）<sup>(10)</sup>

であつて、近代的 constitution 観念の成立という問題に限つていえば、イギリスにおいても、その時期は一七世紀以前になまくいはなこ。たゞえば、プラックトン以後にもしばしば現われた constitution の語も、一七世紀まではキケロの *constitutio* の如き意味に用いられた痕跡はない。

他方、フランスにおいては、一五世紀初めころから、国王の絶対的権力をコントロールしようという理論が提唱され、一七世紀まで続く。それがフランス立憲主義の伝統をつくることとなるのであるが、それらの論者の中にも、未だ近代的 constitution 観念の呈示をしたものはない。たゞえば、王権による統治に対する諸制約を *constitutions* の語で表わしたB・G・S・ドラン（一五七一年）の場合、それは、これまでの国王が発した特定の制定法を意味する中世的用法に従つたまどふわれ、また、ピエル・グレゴワール（トゥールーズの）（一五七八年）の場合も、憲法という語が今日伝える政治的意味よりは、より広くかつ一般的な *constitutio* の感じを表わしていると云う。<sup>(12)</sup>

▽ 「国家の在り方 (*status publicus regni*)」既に定められてゐる所を、国王が変更せぬとは許されない」と論じたJ・T・ルージュ（一四一八年）は、キケロの *constitutio* は、*status publicus* を用ひ、その一世紀のち「フランス国王の絶対的権力を制限する」の所を「*la police*」としたJ・セイセル（一五一九年）が、*la religion, la justice* などにあげた第三の所は *la police*（統治組織）であった。彼の、*la police* に觸及し、それを *constitutions* の語で表現したのが、エランであつた。

### 三 近代的 constitution 観念の成立 われわれが constitution の近代的用法に初めて出あうのは、一六一〇

年、ジョーダン・ヘンリックの庶民院における演説である。即ち、彼がジョーダン・ヘンリック議会の回意な所  
課税を駁へし、それは「この王国の統治に関する本来の枠組と構造 (the natural frame and constitution of the policy  
of this kingdom)」、即ち *ius publicum regni* に反し、それ故に王国の基本法 (the fundamental law) もしくはえし、  
国家と政府の新しい形態をつくり出さなければならぬ」とのべたのが、それである。ハムには、國家の統治構造といふ  
意味での *constitution* が、臣民の権利の保障を意味する基本法の観念が、密接な関連をもつて呈示され  
てゐるが注目される。

▽ 国家の全法的構造といふ意味での *constitution* の用法がオックスフォーム辞典に採録された最初の例は、同じく、一六  
一〇年の *The Constitution of the Commonwealth of Israel* からホールの句であるところ。

おもなべ、イギリスでは、内訌と革命によって中世的立憲主義からの脱皮の機運が盛り上るが、性格の異なる  
つの概念、*constitution* が基本法をまだ総じつかない。例えば、チャールス一世の有罪を宣知した法廷は the  
fundamental constitutions of this kingdom と表現し (一六四九年)、また革命後成立した成文憲法が *Instrument  
of Government* と題されたことなどよく知られてゐる。

しかし、前者の例にみる如く、国家の全法的構造を表わす *constitution* の観念は、このいかにも広く使われるよう  
になり、ふつとその植民地、北アメリカにおいて定着したかの感がある。即ち、J・ロックがキャラロライナのために起草した *Fundamental Constitutions of Carolina* (一六六九年) の例があり、またベンシルヴァニアの総督  
W・ペッパーに与えられた *Frame of Government of the Province of Pennsylvania* (一六八一年) は、それより以前に  
ペッパーが起草した *Fundamental Constitutions of Pennsylvania* を改訂したものであつた。

▽ *constitution* に課せられた最初の解釈は、即ち、*ius publicum regni* の用法のは、イギリスの政治家 H・ボーリングブルックの論著で  
あり、それによれば「われわれが *constitution* といふのは、理性の一一定の原則から導かれ、公益の一一定の目的にむけられ

る法律、制度、慣習の全体、それが一般的な体系を構成し、その体系にしたがって社会が統治されるに同意した、その  
ルルを意味する」（『政党論』一七二二年）である。

かへつて、constitution が基本法と確かに結びつけるのは一七世纪をすぎてからところとなるが、そのような憲法の定義を用意したのは、アメリカ革命にも影響を及ぼしたスイスの法学者 E. ルカ・ヴァッテルであった。彼は『諸国民の法もしくは自然法の諸原義』（一七五八年）のなかで「公権力の用い方を決定する基本法は国家の constitution や形態のものである。ルカは、国家がどのよだんな方法で政治主体として行動するのか、国民がいかにあたる者によって統治されるべきであるのか、また支配する人たちの権利と義務は何かという構造がみられる。この constitution は、国民が、政治社会を形成した理由についての諸利益を、協働してえようと意図してつくった組織を根底から確立するに外ならぬ」ことになると述べている。

トトトおどづれざ、近代の constitution 論の成立は時間の問題である。それは、ルシゼー以後、一いつの著名な政治的実践の場、歐米アメリカ独立革命とフランス革命においてなされたのである。

- (~) C.H. McIlwain, Constitutionalism: ancient and modern, p. 27.
- (8) ibid., pp. 23-24.
- (9) B. Tierney, Religion, Law, and the Growth of Constitutional Thought 1150-1650.
- (10) McIlwain, op. cit., p. 155.
- (11) ibid., p. 154.
- (12) ibid., p. 24
- (13) G. Casper, Constitutionalism, Encyclopedia of the American Constitution, p. 474.
- (14) McIlwain, op. cit., p. 25.
- (15) ibid., p. 3.
- (16) G. Casper, op. cit., p. 473.

## III 憲法の意義

T constitution の多義性 すでにみたように、constitution の語は、時代によりわがままな意味に使われてきた。しかも近代以降においても、当該国家における単一基本法典の存否、基本法典の名称のあり方、あるいは基本法典のカタログに掲載された各条項の法的性格などを因由とする、各論者の基本法に対する理解の仕方の違いによつて、その多義性がまた多様化するというのが現状である。たとえば西ドイツの標準的概説書の一つ、T・マウンツ『ドイツ国法』には、初版で七義、二二二版に一〇義と、多数にわたる憲法概念がしかも流動しながらあげられており、この一例によつても、その多義性とその多様性を窺い知ることができる。このような憲法概念の多面性を、憲法の意義のテーマのなかでどのように考えていいのか。

まず、英語辞典の constitution をみる。やはりそこには、わがままな意味の説明が与えられている。原義は物の組織とか構造をいう。そこから人の体格・気質などをも表わすが、この人間の有機体的構造との類比から、社会、民族、国家などについて、その組織、構造を指すようになり、慣行、慣習、国家体制などの意味が与えられる。そこので、憲法の概念についても、公権力にかかる政治的憲法 (la constitution politique) のほかに、社会的憲法 (la constitution sociale) を觀念して「市民の毎日の生活のなかで市民と多くの関係をもつ」憲法の重要性を強調する學説 (A・オーリュー<sup>(17)</sup>) がある。わざと、これと類似の憲法觀は、わが国でも「家族の憲法」とか「企業の憲法」という言い方で用いられるが、この場合は日常語として比喩的にいわれているにすぎない。これまでのわが国の憲法学では、あくまでも国家にかかる場合に限定して用いられてきたという経緯があり、オーリュー流の憲法觀には違和感を覚える向きが多いだろう。しかし、後に述べる憲法社会体系に思っていたると、「すべての人間社会は經濟的・社会的憲法をもつている」 (G・ピュルドー)<sup>(18)</sup> ところ定言について再考すべき時期に來ているのかも知れない。

とりあえずは、国家にかかる憲法概念に限定し、すでに本書でも、その歴史的語義から出発した。すべての事物には曰く因縁があるという理由からであるが、この角度から問題を追つてみよう。

〔1〕 constitution における「事実的なもの」と「法的なもの」 (1) 近代はギリシャ・ローマ文化の価値の再発見に始まると一般にいわれるが、憲法の場合も例外ではない。いや、単に再発見に止まらず、むしろそれを吟味して、現代にまで引きずつていていた方がよい。いうまでもなく、それはギリシャの *politeia*、キケロの *constitution* についてであり、近代憲法が成立したのも、統一体としての国家の存在状態もしくは政治秩序を表わす *constitution* 概念が存在するという点である。この意味の *constitution* は、近代国家に収斂する政治の具体的状態といふ意味で、古代よりは圧縮されたものであるが、法的な観念ではなく、いわば「事実的なもの」ということができる。

W・バジヨットの有名な著作 “The English Constitution” (一八六七年) には、公刊直前の一八六五・六年ごろにおけるイギリス議会政治の運用の実際が描かれているだけで、法規の説明はただの一ヶ条もでてこない。イギリスではピュリタン革命以後、憲法闘争の成果を单一の基本法典に総括するという経験をもたず、そのため *constitution* と名付けられた法典がないということも理由であるかも知れない。しかし彼は、法規の説明より国家の具体的な政治状況を明らかにする方が憲法を語るにふさわしいと考えたに相違なく、それは取りも直さず、事実としての *constitution* の概念を提示したといふことにもなる。それが古い例だといふなら、I・ジェニングス “The British Constitution” (一九四一年) という例もある。これも歴史をふまえた生きたイギリス民主政治の説明に終始しているのである。

これはイギリスの場合に止まらない。ヨーロッパで最初の憲法典をもつたフランスでも、第三共和制以降に始まる本格的な憲法学において、そこで対象とされたものは政治制度とその現実態のことであつたし、あの法実証主義

の伝統の色濃いドイツにおいても、国家の制度的現実態を対象とした国家学は、長い間憲法学と同義のものとして扱われてきたのである。かの有名なC・ショーラント『憲法理論』の冒頭には、「政治的統一と社会的秩序の全体的状態を *Verfassung* とする」と、「事実として現存する状態」の憲法概念がとりあげられている。

▽「事実的なもの」としての constitution, Verfassung と区別して、とくに「法的なもの」を指す場合、constitutional law, droit constitutionnel, Verfassungsrecht となる。

(2) これに対して、帝制ローマの *constitutio* を引き継ぎ、中世を経て近世初頭に結実した古典的 constitution の観念がある。すなわち、國家の法秩序の全体系という「法的なもの」の観念である。この観念は、奇しくも江戸時代の憲法の語に一致する。が、それは決して偶然の所産ではなく、いざれにおいても、いまだ基本法の観念が成立していなかつたからに外ならない。現在、わが国でこの観念が全く使われていないのに対し、西欧では constitutional history (Verfassungsgeschichte) の表題の下に、近代以前を含む国法史が論ぜられ、またドイツで公権力に限定した形で国法学の対象となれる。

▽近代以降の憲法史と区別する意味で、わが国では、この語は国制史と訳されるのが近年の例となっている。

ついで、近代憲法の成立はるか以前、ホワイトロックがいみじくも指摘したように、国家の全法秩序のなかに基本的なものとして評価され、また根本秩序だと強調されることによって生まれた憲法概念が成立する。この概念は論理的に析出された自己完結的な当為の体系を意味するもので、成文化された現実の体系とは異なる。つまり、前者は論理的憲法概念、後者は実定的憲法概念として区別しうる。

この点について、現実に成立した憲法典をみると、論理的な根本秩序の体系のすべてが憲法典に採用されているとは限らないし、また法典に採用された規範がすべて根本秩序を構成するとは限らないことに気付く。したがって、論理的な根本秩序の実定法、つまり実定的憲法と成文憲法とは明らかに区別して認識しうる。この区別は、ふ

つう、後者が形式的に憲法典に採用された法規範の全体という意味で形式的な意味の憲法といわれるのに対し、前者を実質的意味の憲法とよぶ。

以上、憲法概念の諸類型を対比的に区分すると、まず「事実としての憲法」と「法としての憲法」に大別され、法としての憲法は「全法体系としての憲法」と「根本秩序としての憲法」に、根本秩序としての憲法は「論理的意味の憲法」と「実定的意味の憲法」に、実定的意味の憲法は「実質的意味の憲法」と「形式的意味の憲法」に仕分けされることになる。

▽憲法概念の論理的区分は、一九二〇年代に、H・ケルゼン、C・シュミットによつて行われた。ケルゼンは、実定法としての憲法を妥当せしめている最高かつ究極の根本規範を法論理的意味の憲法と觀念して、実定法的意味における憲法と区別し、シュミットは、最高・究極の諸規範の統一的・完結的体系を意味する絶対的意味における憲法、憲法制定権力によって成立する政治的統一体の態様と形式に関する全体決定としての実定法的意味における憲法、およびそれに基づいて妥当せしめられる個々の憲法律を意味する相対的意味における憲法を区別した。<sup>(20)</sup>

これに関して参考に値するのは、H・ヘラーが提示した憲法概念である。彼によれば、(A)社会学的概念 ①(広義) 国家的統一体の自然および文化の諸条件の全部(ただしその広義性のゆえに科学的にはほとんど役にたたない、と彼はいう)、②(狭義) 国家的統一体の根本構造を強調することによつて成立する憲法概念、(B)法学的憲法概念 ①(広義の実質的憲法概念) 国家の全体的な法状態、②(狭義の実質的憲法概念) 国家の根本的法秩序、③(形式的憲法概念) 憲法典に確立された法規の全体、の五つがあるという。<sup>(21)</sup>前述の対比的区分に見合う点に注目したいのである。

わが国で語られる憲法概念は「法的なもの」、それも実定的意味に限られることがほとんどである。しかしすでにその重要性が明らかに「事実的なもの」にも留意し、その実体の諸相と構造上の諸概念を検討しておきたい。

### (三) 憲法の法的意義　憲法の概念史から抽出された論理的概念は、正に當為のものであつて、現実の存在形態としては、実定法的憲法概念に取り込まれざるをえない。したがつて実定法の視座からみる限りでは、根本秩序としての憲法、実質的意味の憲法、形式的意味の憲法の三義が憲法概念として成立しよう。

ところでいち早く、憲法の概念を実質的意味と形式的意味に整理したのは、他ならぬG・イエリネットであった。彼は、アリストテレスによつて祖述された概念を実質的意味の憲法とよび、近代に成立した成文憲法は他の法律より高次の効力をもつ*lex fundamentalis*であるという点で区別しうるとして、それを形式的意味の憲法とよんだ。<sup>(22)</sup>

この区別には、歴史的区分と法性格的区分が混在していることが明らかである。そこで、わが国ではこの概念論をとり入れるさいに、両区分を視座に入れた形で三分化された。もつとも、その仕方には論者によつて若干の違いがみられ、美濃部達吉は、実質的意義の憲法（国家の基礎法）のうちに、狭義のそれ（立憲国の基礎法）を観念した上で、形式的意義の憲法（憲法の名でよばれる特別法）<sup>(23)</sup>と対置させたが、佐々木惣一は、「本来ノ概念」（国家の根本法）と「近代的概念」（立憲政体を定める根本法）<sup>(24)</sup>を区別し、前者のなかに実質的概念（国家の根本法）と形式的概念（憲法の名でよばれる特別法）<sup>(25)</sup>を対置させた（のちに前二者を規定の性質、後二者を存在の形態による区別に改めた）。

この両学説をみると、国固有の基礎法と立憲国家の基礎法との区別、実質的意義と形式的意義による区別、といふ点について共通した認識のあることがわかる。そこで、この点に配慮して四分説をたてたのが宮沢俊義で、彼は、固有の意味（国家の基礎法）と立憲的意味（多かれ少なかれ自由主義に立脚する基礎法）、形式的意味（成文憲法）<sup>(26)</sup>と実質的意味（成文憲法および成文・不文の国家の基礎法の全体）と概念規定する。多義的な憲法概念を、三義で説明するか四義で説明するかは恐らく論議のわかれることであろう。が、本稿における視座はすでに自明、それは歴史的性格および法源的性格による区分にほかならない。

(1) 歴史的範疇によつて、固有の意味・立憲的意味の憲法を区別する。成文・不文などの法の形式は問わない。

国家があれば時・処をとわず、政治権力とそれを行使する組織がある。そういう組織と権力行使に関する基礎法を、固有の意味もしくは本来的意味の憲法という。古い時代にみられる宗教的・倫理的規範を含む廣義の場合と、法規範に限る狭義の場合とが区別されるが、「いかなる国家も必ず憲法をもつ」(G・イエリネック)<sup>(28)</sup> のであり、「すべての国家は一つの憲法をもつ」(G・ビュルドー)<sup>(29)</sup> のである。国家に憲法は付き物ということであるが、この点について留意すべきは、国家があるから憲法があるというのではなく、憲法があつて初めて国家だといえるという点である。何故なら、支配に関するルールが存在して初めて統治が成立し、国家という共同体の基礎が築かれることになるからである。つまり、憲法なき国家はアナーキーであり、『十七条憲法』は、この意味で、やはり憲法に外ならない。

これに対し、近代以降に限定して、そこで成立した立憲主義に基づく国家の組織と権力行使に関する基礎法を、立憲的意味もしくは歴史的意味の憲法という。固有の意味に対して立憲的意味という区別を設ける理由は、前者が単に国の政治秩序に関するものを意味するのに対し、後者はそれ以上のもの、たとえば、一七八九年フランス人権宣言一六条(「すべて権利の保障が確保されず、権力分立が定められていない社会は憲法をもつということができるない」)が、その典型的な表現としてしばしば引用される如く、国民の権利を保障するという特別の秩序を表わさんがためである。

▽わが国で憲法史を語る場合、当然のように立憲的意味に限定される。しかしこのことは日本人の法文化を考える上での大きな阻害要因となつており、西欧なみの国制史研究がまたれる。

(2) 現在妥当する憲法について、その法源の存在形態により、形式的意味・実質的意味の憲法を区別する。

まず、その国において憲法と称される統一的な制定法を指す場合に形式的意味の憲法とよぶ。ほとんどの場合、

单一法典としてまとめられ、憲法の名称が付されるため、このように定義されるが、なかには、フランス第三共和制憲法のように三つの『憲法的法律』の総称であつたり、『ドイツ連邦共和国基本法』のようによばれることもある。

これに対し、右の憲法のほか、成文・不文をとわず、国の組織・作用、および国民の基本的権利を定める基礎法の全体を指すことがあり、これを実質的意味の憲法という。「一八世紀において憲法をもつていたのはイギリスだけであった。しかし一九世紀の文明諸国で憲法をもたないのはイギリスだけである」という言葉には、この両義の憲法概念がみごとに使いわけられている。すなわち、イギリスには成文憲法はないが、マグナ・カルタ（一二一五年）、権利請願（一六二八年）、人身保護法（一六九七年）、権利章典（一六八九年）、王位繼承法（一七〇一年）、裁判所法（一八七三—五年）、議会法（一九一一年）などの実質的意味の憲法があるからである。

△イエリネックの祖述に従つて、実質的意味の憲法を立憲的意味の憲法の枠を越えて觀念すると——近年の例ではK・レーベンシュタインがある——結果的に固有の意味の憲法との区別があいまいになるという問題がある。

このような区別を設ける理由は、論理的意味の憲法がすべて憲法典のうちにとりこまれるわけではなく、法律などの下位法に規定されたり、また憲法の運用のなかで慣習として成立したりするなど、憲法の法源と考えられるものが、憲法典以外にも存在するという事実があるからである。他方、必ずしも論理的意味の憲法と考えられない、ふつうの法律で定めてもよさそうな事項が憲法典に規定されることがある。よく引用される例は、イスラム連邦憲法二五条b「出血の前に、前もつて麻醉せずに動物を殺すことは、どんな屠殺方法でも、どんな種類の家畜についてもこれを禁ずる」、インド憲法四八条「国家は……牛、子牛その他の搾乳用および農作用家畜の屠殺を禁止する措置をとらなければならない」などであるが、これらの規定が特別の扱いをうけるということになると、基礎法という憲法の特質が不分明にもなる。マウンツなどが憲法の定義を、シュミットが基礎法の定義を精密に試みざるを

えなかつたのも無理はない。

△仏教では仏を牛にたとえて牛王といふ、成仏の道を牛車にたとえるなど、牡牛は聖なるものとされる。インディ憲法には、ノのよがなかつての宗教的背景が含まれており、特別扱いも不合理ではないという考え方もある。規定の背景にある文化の違いに田をむけなければ、その国の憲法の真意も理解できぬところ一例である。

constitution やこの概念を尋ねるから一事から、多くの憲法義を抽出したが、「法的なもの」の研究一般においては、ノの意義で十分ないとは先人の指摘から明らかである。しかし、ノの意義からも抽出される研究課題はまだ極めて多面的である。近代憲法の価値や理論、現代憲法の理念や田的検討は当然のこととして、とくに文化の一形態としての憲法系譜の振り起りからいう難題を突きつけており、「憲法学者は、法学者であると同時に、歴史学者、政治学者、社会学者、哲学者、倫理学者等々でなければならぬ」<sup>(32)</sup>（清田昌）のやう。

- (17) A. Hauriou, Droit constitutionnel et Institutions politiques, pp. 280-281.
- (18) G. Burdeau, Traité de science politique, tom III, p. 8.
- (19) H. Kelsen, Allgemeine Staatslehre, §. 1, 2, 3.
- (20) H. Heller, Staatslehre, s. 274-275.
- (21) G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, s. 506, 508.
- (22) 美濃部達也『憲法講義』七一頁。『日本國憲法原論』五五一六頁。
- (23) 佐々木惣一『日本憲法要論』一〇四一九頁。
- (24) 同『改訂・日本國憲法論』五九一六四頁。
- (25) 富沢俊義『憲法』改訂版一三一四頁。
- (26) 憲法の多義性からくる混乱を論じたものとして、小島和同『憲法学講義』一頁以下。なお、実質的憲法と形式的憲法の区別に重要な問題点のあらわしを論じたものとして、芦部信喜『憲法講義ノート』八一九頁。
- (27) G. Jellinek, op. cit., s. 505.
- (28) G. Burdeau, op. cit., s. 16.
- (29) 清田昌『全記・憲法講義』一三一四頁。

## 四 憲法動態の構造概念

(一) 「事実的なもの」の変相　近代以前、憲法は「事実的なもの」としても存在した。しかし成文憲法が成立してみると、それは成文憲法の具体相とも事実上重なり合ってしまう。そのため、ほとんどの国が成文憲法をもつ現在にあって、わが国の憲法学では、「事実的なもの」の概念は、成文憲法の具体相の意味にとつてかわられるか、そのなかに解体されて、成文憲法の現実に変相し、これまでの「法的なもの」と「事実的なもの」という異次元の対比的概念は、いま、憲法の規範と現実という同次元のそれの問題として論議される。つまりは、近代憲法以前の「事実的なもの」も、現在、国制の観念で論ぜられているから、その結果、近代以前・以後何れの場合においても、「事実的なもの」は憲法概念として論ぜられることはない。

ところで、憲法の現実に対する関心はといえば、すでに戦前において、美濃部達吉が「憲法学の主たる任務は何が現実の憲法であるかを見出すことに在る」<sup>(31)</sup>と指摘していた(ここでいう現実の憲法が、憲法の現実をさすのかいわゆる実効憲法なのは判然としない)。そして、戦後における「社会科学としての憲法学」という立場からは、科学が自然・社会現象の客観的認識にある以上、そこにおける対象は憲法に関する社会現象＝憲法現象にあるとして、憲法解釈よりも憲法現象の検討に重要性を認めてきたといきさつさえあるほどである。しかしその問題関心のあり方は、成文憲法の具体化過程を検討して、憲法保障の立場から規範と現実の一一致・不一致を論じようというのであって、憲法現象に憲法の本質をみようとしているのではないことは明らかである。

他方、「憲法は人間の行動を通じて、かつそのなかで現実化されて初めて、歴史的現実を形成し構築する生きた秩序としての現実性を獲得する」<sup>(32)</sup>(K・ヘッセ)から、規範と現実との間に緊張関係が生まれると、紙の憲法と生きた憲法と何れが正しく憲法かという論議がおこり、「事実的なもの」は生きた憲法という言葉を挺子として復活し、

それを踏み台に、憲法現実が憲法だと言い張ることになる。その如実な例がドイツ憲法思想史にみられ、そこには、憲法の本質を現実にみる場合と規範にみる場合とが、時代思潮を背景として、交互にあるいは拮抗して現われるという興味ある事実がある。フランクフルト憲法の流産をみて、『憲法の本質』（一八六二年）を「事実上の権力関係」と捉えたF・ラツサールの場合や、ワイマール憲法が党派的争いの対象となつた時代のC・シュミットなどは、さしづめ前者の例であり、ビスマルク憲法の安定期におけるP・ラーバントや、シュミットに対抗したH・ケルゼンの場合などは後者の例といえる。さらに注目すべきはR・スメントであり、彼は規範と現実の緊張関係から生まれる憲法の状態に憲法の本質をみて、周知の、いわゆる統合理論（Integrationslehre）を説いた。すなわち、憲法とは国家の統合過程の法秩序であり、したがつて「憲法は実定法として規範であるだけでなく、現実でもあり、憲法としての現実は統合された現実である」<sup>(33)</sup> という。

ここには、憲法は単に観念として静態的に存在するに止まらず、事実として動態的にも実在するという観点が顕わに示されており、この観点こそ、「事実的なもの」という憲法概念の存在を示唆しているといえる。が、それと同時に、「事実的なもの」とその変相としての憲法現実との癒着からくる、何が憲法かと苦悩する姿がみてとれよう。もつとも、憲法現実と「事実的なもの」との差異は、憲法の具体相という同じ対象物を、前者は規範との関係から後者は形相そのものを、観察しようという視角の相違にすぎないという批判もある。しかし、その対象の範囲の点において、前者では視野に入ることの少ない現象、たとえば世論、社会意識、政党（？）、官僚制、政治参加（運動）など、非定型的で機能的な、法的考察になじみ難いものが、後者においては問題とされるという違いがあることに注目してほしい。

ところでドイツにおいては、国家の政治現象や政治制度を扱う研究は、一九世紀終りから二〇世紀にかけて大成された國家学の体系のなかに吸収され、政治学という形では発達しなかつた。それが、ドイツで「事実的なもの」

が温存された理由であろうが、他方、ドイツ国家学の影響を強くうけながら、その後、国家学から憲法学が独立したわが国では、政治学・社会学の発達と相まって、叙上の研究はそれらの対象とされ、「事実的なもの」の研究は「生ける憲法」という角度から概念内容の一端が論ぜられてゐるにすぎない。<sup>(34)</sup>

しかし、ドイツ、フランス（わが国が影響をうけることは少なかつたが）などに平仄を合わせるならば、憲法の観念の考察にとつて、「事実的なもの」の検討は欠かすことのできない課題となる。

△ドイツにおける国家学は、G・イエリネック『一般国家学』（一九〇〇年）において大成した。彼は国家の研究について両面説（国家社会学と国法学）をたてたが、H・ケルゼンは国家の社会的実在性を批判し、その本質を規範関係の体系化秩序にみて、国家学は国法学からのみなるとした。他方、H・ヘラーは非政治家であつたゲルバー、ラーバント、イエリネック、ケルゼン、およびファッシズムに傾斜したスマント、シュミットを批判し、政治家であつたダールマン、シュタール、シュタイン、モールの系譜のもとで国家学を政治学に転換させようと試み、ドイツ政治学の基礎をつくつた。なおイエリネック流の国家学は、戦後においてH・ナヴィアスキーによつて引きつがれてい。

## （二）動態の諸相

戦後、いち早く、西欧世界における憲法の危機状況の打開を意図したスイスのW・ケーギは、法的根本秩序としての憲法思想の確立のため、シユミットを批判して、憲法は「決定」ではなく、「決定」の帰結であつて、「一定の政治的意欲を法規範的に表現し、それによつて客觀化したものである」と説き、またスマントの統合理論は憲法の規範性を解体し、その政治化に拍車をかけると批判した。<sup>(36)</sup> このような憲法規範論は、やがて戦後の主潮となり、とくに西ドイツにおける憲法裁判所を頂点とする裁判国家体制に結実したが、その下にあつて、なお、スマント流の憲法観にも魅力を感じるK・ヘッセの例<sup>(37)</sup>が現われる。このことは、憲法のもつ「動的なもの」を否定し切れないことの証左であるが、動態へのアプローチは、現実の分析や政策批判だけでは、全くその前途は拓けない。動態を構成する基本概念を抽出してその構造的性格を明らかにし、方法論上の枠組みを提示しなければ

事はおさまらない。そこで、その要因を構成する時代思潮、政治、国民生活などのなかで憲法の示す動態的様相を観察することがまず必要である。

(1) 歴史のなかの憲法　およそ憲法には、どこの国の場合でも、厳しい歴史のなかで培われた思想的背景が存し、そこにはその国なりにこれまでの知恵と努力が凝縮されているといえる。その意味で、現在の憲法は歴史上の一つの結着点を示すといえるが、現代というかつてない激しい変化の時代相をふまえると、その結着点も歴史社会的に相対的であることを認めざるをえない。

わが国についてみれば、加えて重要な問題は、憲法という概念から始まって、その法原理のすべてが西欧世界での歴史的所産であり、したがって、憲法を文化の視角から捉えた場合、民衆のなかに「生ける憲法意識」（後述）は、憲法の基本原理といわれているものすらも、憲法の動態のなかで相対化せざるにはおかないという点である。その当否は格別、現に、日本国憲法にいう「人類普遍の原理」は、日本人固有の政治感覚からみて自己の論理・感覚として具体化されておらず、日本人はアメリカが押しつけた偶像に跪拝しているにすぎないと批判するものがあるほどである。<sup>(38)</sup>

生々流転する歴史のなかの憲法を考える場合、成文憲法にいう普遍性と憲法動態における相対性はどうに係わるのか、また固有の意味の憲法における普遍性と立憲的意味の憲法における普遍性との間に共通項はないのかを模索することが、この問題における課題であろう。

(2) 政治のなかの憲法　「国法が対象とするのは、まさに政治的なるもの以外の何ものでもない」とH・トリーベルはいう。小林直樹はまた、それに起因する憲法の「政治性」＝憲法における「政治的なもの」の性格を、「規範的なもの」に対置させて明らかにしたが、双方相荷うこのような憲法の特性は、成文憲法にとって、未来永劫に政治のなかで生き続けなければならないという宿命を負わせ、憲法規範と憲法現実の緊張関係は、日常的にも必然の事

態と化する。ここにおいて憲法の動態は日常的形相となり、「憲法にのべられていることと、實際上現実に起つていることとは全く別の事項である」<sup>(41)</sup>（K・C・ウィーア）と指摘されることにもなる。憲法現実に憲法の本質をみると、いう視点は、とくにこのような政治のなかの憲法の姿に負うていることは確かである。

しかし、ここで特記すべきは、憲法のこの形相は、憲法の規範力をいささかも否定するものではないという観点であろう。憲法のもつ動的モメントに惹かれてスマントの憲法觀に魅力を感じながらも、ケーリに接近したK・ヘッセは「憲法に反する憲法現実というものは存在しない……違憲の現実を憲法現実と称することは規範的な憲法に反する選択である」<sup>(42)</sup>と断言している。「事実的なもの」は憲法現実と異質な概念であるから、観念上こんな問題は生じないが、實際面で「事実的なもの」とその変相としての憲法現実が癒着し易いということは否定しえず、「事実的なもの」の概念内容の設定に当つては、最高規範という憲法の特質が、「事実的なもの」に対する「法的なもの」の優位を示唆していることに鑑みて、違憲の憲法現実をとりこむことのないよう十分の注意が必要であることはいうまでもない。

(3) 生活のなかの憲法　近年、政府も、憲法は国民の間に定着しその共有物になったと評価する。たしかに、昨今、男女の平等とか環境権などの、日常生活レベルでの権利主張が随所にみられることを考えると、憲法の發布を絹布の法被の下賜と取り違えたという明治憲法についての笑うに笑えない話に比べ、そこには天と地ほどの差がある。しかしながら、憲法が国民の法倫理として浸透しているかと問われれば、ノーと答えざるをえないことに異論はあるまい。

葵の紋の入った印籠を振りかざして権威で圧伏する水戸黄門や、義理・人情をふまえた大岡裁判が人気があると、いう。このような話を別にしても、日本人の法感情について、日本人は法的思考の馴染み難い国民であり、その法観念は法外の法にあるなどと語られることが多い。<sup>(43)</sup>憲法に則していえば、国民の「生ける憲法意識」と憲法典との

間には大きなギャップがあることになる。この「生ける憲法意識」が憲法現実を支えていることも確かであるから、動態の要因を探るについては、「生ける憲法意識」の検討が必要である。

ところで、「生ける憲法意識」が、その国家社会に属する成員の社会生活の諸条件によつて規定されることはいうをまたない。そして、これら諸条件の総体は「文化」の観念として捉えられるから、「生ける憲法意識」は文化の型として存在することになり、したがつて、わが国の法に関する文化＝法文化を解明することが、ここでの課題となろう。

(三) 「法的なもの」の具体化 成文憲法はその内容が具体化されなければ、その現実性を獲得することはできないが、規範がよくその具体化を秩序付けていると考えられるときに、通用する規範の総体は実効憲法 (Wirkliche Verfassung) とよばれ、単なる憲法現実 (Verfassungswirklichkeit) とは区別される。では成文憲法の実効憲法への具体化過程はどうか。この動態構造を明らかにしないことは、憲法現実が実効憲法を日々と僭称し、何れが憲法かという無益な論議を惹き起こすことになるのである。

ところで、このような具体化過程を明かす概念上の装置は、いわば説明のための道具立てにすぎないから、たつた一つしかないというわけではなく、これまでにも幾つかの提案がなされている。しかし、それによつて憲法の動態がどこまでいくまで説明できるかによつて優劣が決まるとも確かであり、この点、渡辺洋三<sup>(43)</sup>が提言した三つの概念的キー・ワード——「法源としての憲法」「イデオロギーとしての憲法」「制度としての憲法」——は参考に価する。

▽長谷川正安は、憲法現象の論理的構造を、憲法意識、憲法規範、憲法制度、憲法関係の四要素に分解し（影山日出弥も同じ）、樋口陽一は憲法現象を制定憲法、実効的憲法、憲法意識、憲法的社會過程全般の論理的四範疇に整理する。<sup>(45)</sup>

まず憲法は、通常、憲法典という形で存在する。このような憲法の存在形態は「法源としての憲法」とよばれ

る。そこには、立法者が意味付けた内容が条文の文言として表現されているが、条文はそのままでは紙に印刷された文字にすぎない。そこで文言の内容を具体化するために憲法解釈が行われる。すなわち、憲法解釈は実効憲法への具体化のための手段であり、それによつて規範の内容は初めて自己完結する。

この憲法解釈においては、まず立法者意思が語られるが、その行為はそもそも政治や社会の合理的認識を前提にした精神活動であるから、多かれ少なかれ、そこには解釈者の世界観や政治的立場などが付きまとい、立法者意思による解釈も一様というわけにはいかない。むしろ、憲法解釈は規範による制約の限りではあるが、創造的性格を帯びるといつてもよく、そのため解釈は多様化するのが通例である。現実が規範を映し出しているかどうかについて絶えず争いがおこるものこのためであり、まして、政治・社会変動が生ずれば、立法者意思は軽視され、しばしば解釈相互の決定的対立を生むことにもなる。つまり憲法解釈とは、解釈者の意識の所産としての憲法観であるから、それは「意識としての憲法」とよばれよう。

▽アメリカ合衆国最高裁判所長官ヒューズは「われわれは憲法の下にある。しかし憲法とは、最高裁判所の裁判官が、これが憲法だというものに外ならない」とのべた話はこの例である。

では、どのような憲法意識が実効憲法をつくりだすのか。K・ヘッセは「憲法の規範力は、憲法生活に関与する者の、憲法の内容を実現しようというそれぞれの現実的意思によつて条件付けられている」<sup>(48)</sup>といふ。その現実的意思は、抽象的・最終的には国民の憲法意識に相違ないが、具体的・個別的には公権力の行使に携わるものそのであることは否めない。しかし、それによつて規範の具体化が社会一般に通用する憲法秩序になつたとき、その憲法現実は「制度としての憲法」として具体化する。

▽法源は一つであるが、意識は解釈者の数だけあるといつてもよい。したがつて制度も解釈の数だけ成立する可能性があり、実効憲法のありようも一つの法源のもとで複数成立する可能性がある。しかし、違憲の制度は実効憲法たりえず、单

なる憲法事実にすぎない。規範と現実の一致・不一致の問題に占める憲法意識の圧倒的重さに留意すべしという教訓が、この動態構造の説明概念に含まれている。

ここに提示された法源、意識、制度、という三つの基本的憲法概念は、いわば憲法現象を構成する憲法規範、憲法意識、憲法制度という論理的範疇を示しているともいえる。彼此いざれが説明方法として妥当か——前者については憲法概念の多用が無用の混同を招くという批判がある<sup>(49)</sup>——にわかに断じ難いが、「法的なもの」の具体化という動態構造を説明する概念上のキー・ワードとして説得性のあることは確かである。

(四) 「事実的なもの」の動態構造 「事実的なもの」が、憲法規範の単なる具体化である憲法事実とも異なり、憲法規範によって秩序付けられ異論なしに通用する規範の総体としての実効憲法とも異なることはすでに明らかであろう。すでに述べたように、その内容的特徴は、世論、官僚制、政治参加、政治運動などの例にみられるよう、制度として非定型的で機能的な、法的考察にはなじみ難い社会・政治現象をも対象にするという点にある。このような流動する「事実的なもの」の動態に、どのような構造的性格が発見できるのか。

憲法の動態一般を規定する諸要因として、時代思潮、政治、国民生活などが存在することはすでに述べた。しかも、そのさい、これらの諸要因は無原則的に作用するのではなく、それぞれの価値関心に基づいて動態化の要因となるという点に留意しなければならない。憲法の時代思潮を考えれば、自由国家から社会国家へという発展、政治についてみれば、憲法政策の指標として一定の価値体系がスローガンとして表明される。また見えざる大衆は、時に愚かな選択をすることはあるても、大局的には賢明な道を選びとることを歴史が証明してくれる。その意味で、この価値関心は動態化の準則ともいえるもので、「事実的なもの」は、この準則に基づいて動態化する。

しかし、準則は独り歩きはしない。それが社会に承認された価値となるには、その構成員が準則を共有しなければならない。そのために準則の宣伝が行われ、伝達がすすめられ、時に、それを認識する組織によつて実践的に担

われもする。このような社会現象は、一般に運動といわれる。しかしながら、運動があれば準則の共有化が斎らされ価値が実現するというわけのものでもなく、それが受容される状況がつくられなければならないだろう。状況化が進行しなければ、運動は進展しないからである。つまりは、「事実的なもの」の動態構造は、準則、運動、状況を論理的範疇として成りたっているといえる。

制度上不定型なものの実例として、住民参加という政治参加の場合を考えてみよう。政治参加についての真理、それは「世論による政治」である。この言葉はあらゆる形態の政治に、たとえ独裁政治であろうとあてはまる。レーニンにしろ、ヒットラーにしろ、いかに世論に留意したことか。彼らはそのために、政治宣伝を広くかつ深く行つた。古来、「民の声は神の声」(vox populi, vox dei)といわれたのはそのためで、これこそ、準則の最も普遍的なものに価する。<sup>(50)</sup>

ところで、近代民主政治は、その理念に基づく現実的プロセスとして、大衆—選挙—政党—議会という政治参加のメイン・ルートをつくりあげたが、ときに議会内政党間の同質性の喪失により、ときに国民的利害の多様化による物とり主義により、それが世論の導管として十分に機能しえなくなつたとき、新しい導管の模索が唱えられる。住民参加はそのような導管の一つとして、個人の政治的自発性に根ざす政治参加の一方式として成立したものにはならない<sup>(51)</sup>。そこで成立要因として指摘されているのは、公害などの環境問題を契機として行政需要に対する住民要求が運動として顕在化したこと、多様な住民要求に応えるために住民自らによる選択と調整が必要とされたこと、議会政治に対する不信感からくる地方自治権を指標とした直接民主政志向という現代の風潮にのつたことなどであるが、これらを考えると、地方自治という端的な憲法的価値を準則として、歴史的必然性をもつという意味で状況の整つた運動だということがよくわかる。

この例において、準則＝憲法的価値は運動の指標・スローガンとして提唱され、しかも住民要求は運動上の権利

として主張されているから、手続上は不定型な、ときに法定外の形態をもとることになる。そのため、訴訟上の権

利としてなじみ難く、法技術的鍊磨を必要とするという特徴をもつ。「事実的なもの」と考えられる所以である。

が、ときに法技術的鍊磨に成功し制度化されば、定型的なものとして実効憲法に変相することになる。つまりは、住民参加は「事実的なもの」といえ、実効憲法の予備軍として憲法学の射程距離内にあるといわざるをえないものである。

ここで「事実的なもの」が実効憲法化する条件といえば、そのことの必要度・緊急性はいうまでもないが、さらに制度化になじむかとか、既存の制度との整合性はどうかなどの問題があるが、かりに定型的な形で制度化されないにしても、それは「生ける憲法」として一定の政治的機能を果すことは疑う余地がない。この意味で「事実的なもの」を支える基盤には「生ける憲法」があるといつていい。

#### (五) 憲法社会体系<sup>52</sup>

すでに明らかなように、規範と現実の一一致・不一致、あるいは「生ける憲法」に大きくかかるのは、公権力の、民衆の、憲法意識であるから、憲法の動態研究にとつて憲法意識の研究は不可欠である。

ところが、憲法意識という概念は、これまでの用例で見る限り、相当に多義的で曖昧な部分が多い。しかし、憲法意識が社会意識の一種であるということから、社会意識論を参考にして考えると、そこに二様のものを観察することができる。一つは、社会的性格に基づいて自然に形成される社会心理的なもの、憲法に則していえば、法一般に対する心情を前提とした憲法感情、憲法感覚などとよばれるものであり、他は、それが知識によつて論理化され合理的認識によつて深められたイデオロギー、つまりは憲法典に関する体系的思考としての憲法知識、憲法理論などとよばれるものである。「日本人の憲法意識」という使われ方が前者の例であり、「裁判官の憲法意識」という場合が後者の例である。

ところで、一般に社会的存在の様式——たとえば年令、階層、職業、地域、民族など——を共有する人々の間に

あつては、それぞれが属する社会に特有の文化の型があることが早くから観察されている。それは法に関する文化についても同様であり、この場合は、その社会構成員に共通した宗教・道徳規範、そして文芸思想などによつて長い間に培われた法に対する感じ方、考え方についてのパターンが形成されているからである。そのもい、憲法感情とか憲法感覚といったプリミティヴな法意識が、とりわけ法文化によつて規定されるといふことは否定すべくもなく、そこには日本人固有のものがあるなら、それは日本人の「生ける憲法意識」ともよばれるべきものである。

T・パーソンズは社会的性格に基づく人々の行動の体系を社会体系とよんだ。これになぞらえていえば、人々の憲法に対する社会的行動のメカニズムは、さしづめ、それを憲法社会体系とよぶことがあら。ところで、わが国の生ける憲法意識を支える法文化が、欧米のそれとは異質なものがあることがすでに示唆されており、そうだとすれば、そこには、わが国固有の憲法社会体系の存在が推測されえよう。

憲法規範の具体化が公権力に多くを負つてゐることは前述した。その具体化が憲法社会体系と矛盾するならば、憲法現実は社会的に適用する実効憲法たりえないはずである。この意味で、わが国固有の憲法社会体系はわが国の欧米流成文憲法の命運を握つてゐるといつてよい。この点について書かれるべき立案書は、憲法社会体系をふまえた憲法理論でなければならず、また憲法解釈でなければならない。憲法社会体系の構造的性格の解明は、憲法学における第一級の課題であるといふことがわかる。

- (31) 美濃部達吉『日本憲法』第一巻五四三頁。
- (32) K. Hesse, *Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, 11Auf., s. 17.
- (33) R. Smend, *Staatsrechtliche Abhandlungen*, s. 192.
- (34) 小林直樹「憲法概念の考察」『法学協会百周年記念論文集第一卷』四五頁以下。
- (35) 「フランスにおける憲法学の政治学的傾向」にひいては、樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』一一一頁以下。
- (36) W. Kägi, *Die Verfassung als rechtliche Grundordnung des Staates*, s. 129, 145ff.
- (37) K. Hesse, op. cit., s. 4.

- (38) 中川剛『日本国憲法への質問状』一〇三頁以下。
- (39) H. Triepel, *Staatsrecht und Politik*, s. 12.
- (40) 小林直樹『憲法の構成原理』七三頁以下。
- (41) K. C. Wheare, *Modern Constitutions*, p. 5.
- (42) K. Hesse, op. cit., s. 20.
- (43) 神島一郎ほか編『日本人と法』をみよ。
- (44) 渡辺洋三『憲法と現代法学』一六頁以下。
- (45) 長谷川正安『新版・憲法学の方法』四八頁以下。
- (46) 影山田出弥『現代憲法学の理論』六一頁以下。
- (47) 樋口陽一・前掲一〇一一頁。
- (48) K. Hesse, op. cit., s. 18.
- (49) 小林直樹『新版・憲法講義上』一一〇頁。
- (50) 「世論による政治」が憲法秩序のなかにどのように位置付けられるかを論じたものとして、池田「憲法における世論の地位」「憲法の現代的課題」四七一頁以下。
- (51) 「住民参加」の憲法学的考察を行つたものとして、池田「憲法における住民参加の地位」「公法の理論下」一四九七頁以下。
- (52) 池田・前掲「憲法社会体系について」をみよ。
- おわりに
- 思いのたけを書いてみると、意外に未消化の部分があることに気付いた。が、それにも拘らず本稿を公けにした趣旨として、つぎの二点があつたことを付記しておきたい。
- ① 日本国憲法が日本社会にどのように定着するのかという問題は、憲法研究者ならば誰でもが抱く関心事である。が、それにアプローチするためには、どうしても日本の法文化が理解されなければならない。このような問題意識からは、近代以降の憲法の観察だけでは不十分で、それ以前の生ける憲法からみた歴史的連續性・断絶性を見極める必要がある」とに思っていたつたこと。憲法の言葉や概念について、まずそのルーツを辿ろうとした理由はこ

こにある。

② 他方、生ける憲法が、現在する政治的事実のなかに存在することを考えると、西欧に温存された「事実的なもの」という憲法概念をも視野に入れざるをえないこと。筆者がこれまで論じてきた「世論」「住民参加」などの研究も、それによつて、憲法体系のなかでの位置付けが与えられたと思う。これらの当然の結果が、憲法の動態構造に目をむけなければならぬことであつた。

本稿特有の問題関心は以上の通りであるが、それがどこまで整理しきれたか、暗中模索の現状においては、すべてが、まだ闇のなかである。当該事項以外の叙述は体系化のための繕いにすぎない。